

障がい者緊急時支援事業のご案内

(令和2年12月1日リニューアル)

障がいのある方、または同居するご家族等から緊急の通報を受けた場合に、その方の居宅に支援員を派遣し、必要な対応や関係機関との連携を行う事業です。

令和2年12月1日より、これまで他事業者が実施してきた身体障がい者緊急時支援事業、知的障がい者緊急時支援事業を社会福祉法人佑啓会が継承するとともに、事業を拡大して実施します。

浦安市 福祉部 障がい事業課

1 利用対象者

	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方
年齢要件	18歳以上 65歳未満	6歳(小学1年生)以上 65歳未満	6歳(小学1年生)以上 18歳未満
手帳所持要件	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者
その他要件	以下(1)～(3)のいずれかに該当し、排せつの介護等が必要な方 (1)常時独り暮らしの状態の者 (2)同居する方が障がい者、65歳以上又は18歳未満の者のみである者 (3)同居する方が就労、就学等の事由で外出することにより、(1)又は(2)と同じ状態となる者		

2 サービス内容及びサービス提供時間

	身体障がいのある方	知的障がいのある方	精神障がいのある方
サービス内容	(1)緊急通報の受付及び相談援助 (2)支援員の派遣 (3)以下のサービス及び関係機関との連絡調整 ・排せつの介護 ・衣類着脱の介護 ・体位変換の介護 ・移乗の介助 (4)利用状況等のモニタリング(半年に1回) ※ 電話での連絡が困難な方には通信用端末機器を貸与します。	(1)緊急通報の受付及び相談援助 (2)支援員の派遣 (3)見守り及び関係機関との連絡調整 (4)利用状況等のモニタリング(半年に1回)	
サービス提供時間	24時間 365日		

2 利用者への利用助成金

1 回の出動 6,000 円のうち 90/100

※市民税非課税世帯者は 100/100

世帯の範囲（利用者の年齢が 18 歳以上）：利用者本人

世帯の範囲（利用者の年齢が 18 歳未満）：保護者の属する住民基本台帳での世帯

3 利用問合せ窓口

ふる里学舎浦安デイセンター（浦安市東野 1-9-3 東野パティオ通所棟 2 階）

電話 047-354-7030

4 利用申請からサービス利用までの流れ

① 社会福祉法人佑啓会（ふる里学舎浦安デイセンター）に利用相談



② 社会福祉法人佑啓会に利用申請書を提出

※ 利用申請に関する情報は、緊急対応後も切れ目のない支援を行うため、基幹相談支援センターと共有させていただきます。



③ 市より利用決定通知書を送付



④ 社会福祉法人佑啓会が家庭訪問及びアセスメントを実施



⑤ 社会福祉法人佑啓会と利用契約



⑥ サービス利用開始